

諏訪市市営墓地について

面積、永代使用料等について

角間新田墓地（角間新田12952番地1）（旧清掃センター下）

造成1期	一区画:5.5㎡	永代使用料:481,250円	墓石高さ制限:通路面（地表）から180センチ
造成2期	” 5.5㎡	” 481,250円	” 180センチ
造成3～6期	” 4.0㎡	” 350,000円	” 90センチ

（面積、永代使用料については標準地のものです。角地等では異なります。）

大熊墓地（湖南大熊2491番地）（諏訪西中学校上）【完 売】

返還等により販売がある場合は広報やHPにてお知らせいたします。

一区画:5.2㎡ 永代使用料:239,200円 墓石高さ制限:通路面（地表）から180センチ
（面積、永代使用料については標準地のものです。角地等では異なります。）

墓地使用条件について

- ・諏訪市墓地を使用できるのは、諏訪市に住んでいるか、本籍がある方です。
- ・墓地は永代使用です。分譲ではありませんので、転売、転貸等は出来ません。
- ・墓地を使用しなくなったときは、原状に復した上で返還していただきます。使用料は返還しません。ただし、許可を受けた日から1年以内であれば半額を返還します。
- ・諏訪市市営墓地には土葬は出来ません。

墓地の管理について

- ・管理料はいただきませんが、使用する区画内のごみ拾い、草刈等の手入れは各自責任をもって行っていただきます。適正に清掃等を実施しない場合には、使用を取り消す場合があります。

使用申請の方法

- ・以下のものを用意して、市役所2階環境課へお越し下さい。
使用許可申請書は環境課にてお渡しいたします。
（市ホームページからも様式のダウンロードが可能です。）

（諏訪市に在住の方）

- ①使用許可申請書
- ②申請者の本籍記載の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
- ③永代使用料（一括払い）

（諏訪市に本籍があり、市外在住の方）

- ①使用許可申請書（市内在住者を管理人に定め管理人と連署すること。）
- ②申請者の本籍記載の住民票 ③管理人の住民票 ④永代使用料（一括払い）

諏訪市 環境課 環境衛生係
TEL：52-4141(内線211, 212)